平成２８年（フ）第１１６５号
さいたま市見沼区春野１丁目５番４―104号、旧住所埼玉県加須市大越1389番地７
債務者　早津　泰次
1　決定年月日時　平成28年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　久保村康史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年１月31日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１９７５号
横浜市南区別所３丁目14番６号
債務者　早川　園子
1　決定年月日時　平成28年10月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小島　勇祐
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年１月17日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１９７６号
横浜市南区別所３丁目14番６号
債務者　禅野優美子
1　決定年月日時　平成28年10月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小島　勇祐
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年１月17日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１４２５号
愛知県半田市板山町９―117―３　レオパレスコスモス106号室、住民票上の住所愛知県知多市岡田緑が丘12番地の10
債務者　山崎　　蘭
1　決定年月日時　平成28年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　廣井　雅治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年２月１日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年１月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第８４号
北海道余市郡余市町大川町７丁目４番地１、前住所北海道余市郡余市町黒川町612番地４
馬場義春方
債務者　佐藤かおり
1　決定年月日時　平成28年10月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２８年（フ）第１１４号
北海道苫小牧市日新町１丁目１番６号　レインボーハウス木もれび101、住民票上の住所北海道苫小牧市澄川町２丁目13番20号
債務者　小笠原　崇
1　決定年月日時　平成28年10月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２８年（フ）第１３２号
秋田市外旭川字鳥谷場109番地　市営住宅６―11号
債務者　加納　優希
1　決定年月日時　平成28年10月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１３８号
秋田市外旭川字鳥谷場109番地　市営住宅１―18号
債務者　吹野　恒夫
1　決定年月日時　平成28年10月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３９号
秋田県由利本荘市西目町西目字清水沢３番地
債務者　佐藤亜希子
1　決定年月日時　平成28年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２８年（フ）第５１号
茨城県神栖市鰐川25番地368
債務者　向口　　明
1　決定年月日時　平成28年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２８年（フ）第２６８号
新潟県五泉市本田屋540番地
債務者　平井　直子
1　決定年月日時　平成28年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２６９号
新潟市中央区紫竹山７丁目15番７号　マンション第１タンポポ１号
債務者　本間　春夫
1　決定年月日時　平成28年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２７４号
新潟市東区東中島１丁目１番19―1914号
債務者　松尾　一広
1　決定年月日時　平成28年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２７５号
新潟市東区東中島１丁目１番19―1914号
債務者　松尾由紀子
1　決定年月日時　平成28年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２７６号
新潟県東蒲原郡阿賀町谷沢966番地６
債務者　駒本とり子
1　決定年月日時　平成28年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２７７号
新潟市中央区上所３丁目18番２号　サーパスシティ西新潟弐番館704号
債務者　金井　利之
1　決定年月日時　平成28年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
新潟地方裁判所民事部